区・町内会用　例示

第〇区防犯カメラ設置・運用規程

〇〇年〇〇月〇〇日作成

１　趣旨

この規程は、「多治見市の自治会による防犯カメラ設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため､第〇区が△△地内に設置する防犯カメラの適正な設置及び運用に関し必要な事項を定める。

２　設置目的

　　防犯カメラは第〇区における犯罪防止のために設置する。

３　設置の場所等

1. 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇地内に〇台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

1. 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見えやすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した

表示板を掲示する。表示板には、防犯カメラの設置者名「第〇区」を記載する。

４　管理責任者等

1. 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。
2. 管理責任者は、〇〇〇〇とする。
3. 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことがで

きる。

1. 操作取扱者は、〇〇〇〇とする。（又は、「操作取扱者は、管理責任者が指定

する。」）

※管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、（３）と（４）は不要とする。

５　管理責任者及び操作取扱者の責務

（１）管理責任者及び操作取扱者は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ及び画像の適正な運用を図り、個人のプライバシー保護を図らなければならない。

（２）管理責任者及び操作取扱者は、防犯カメラの画像から知り得た情報を漏えいすること又は不当に使用してはならない。管理責任者及び操作取扱者でなくなった後においても同様とする。

６　画像の利用及び提供の制限

（１）記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。ただし、次のアからオまでに該当する場合は提供・閲覧できる。

　　　ア　裁判官が発する令状に基づく場合等法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合。

　　　イ　捜査機関から犯罪捜査の目的により書面による要請を受けた場合。

　　　ウ　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合。

　　　エ　撮影された本人の同意がある場合。

　　　オ　撮影された本人の請求に基づき、本人に提供する場合。

（２）画像の閲覧・提供を行う場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど

身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的、理由、画像の内容等を記録する。

７　画像の適正管理

1. 保管場所

録画装置及び記録媒体の保管場所は、〇〇〇とし、管理責任者が施錠を行う

などして適正に管理する。

1. 取り扱い制限

画像の保管場所には、管理責任者及び操作取扱者又は管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

（画像を確認するためのパスワードは、管理責任者及び操作取扱者が許可した者のみに開示する。）

1. 保存期間

記録した画像の保存期間は、〇〇日とする。ただし、管理責任者が特に必要があると判断する場合は、保存期間を延長することができる。

1. 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複写、複製や加工を行わない。

1. 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ確実に消去する。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で、完全に消去されたことを確認の上処分するとともに､処分した日時、方法等を記録する。

1. インターネット対策

防犯カメラの構成機器をインターネットに接続、又は無線を利用する場合は、

コンピューターウィルス対策を十分に行うこととし、情報漏えいを防ぐためにも、不正アクセス防止措置に配慮することとする。

８　苦情等の処理

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けた時は、誠実かつ迅速に対応する。